

成島信遍年譜稿（十五）

久保田 啓 一

〔キーワード〕成島信遍、道筑、錦江、幕府書物方日記、古剣歌、象、山岡景熙

（承前）

元文年間補遺

元文三年 戊午 一七三八 五十歳

○ 五月十一日、山岡故播州景熙公一回忌追善和歌で、「羈中情」題の歌一首を詠む。（八戸市立図書館南部家旧蔵書『新歌類聚』）

『新歌類聚』（請求記号 南一五一四七四）は、八戸藩五代藩主南部智信（信興）の時代に、江戸の八戸藩邸を拠点の一つとして活動し、恐らくは智信の指示を受けて多くの歌書の書写に従事した近藤利亮という人物の手になる雑抄である。巻末の奥書には、

此一巻者、多年任見聞、以短昏而求寸隙、令拔書置畢。然今宝曆六歲丙子秋菊月中旬霖雨之仍閑暇而校合之、茲改而写止、成

全一冊矣。近藤氏 利亮

とあり、小紙片に書きたためであった事項を、宝暦六年に一冊にまとめたとの趣旨を伝えている。すでに松野陽一氏編『江戸堂上派歌人資料 習古庵亨辨著作集』（新典社、一九八〇年）に、亨辨関連資料が本書から抄出紹介されており、巻末解題にも言及があるので、本書全体についての概略をここに述べることはしない。「山岡故播州景熙公一回忌追善和歌」は亨辨との直接的な関係を持たず、松野氏の筆も及んでいないので、催しの意図や詠進者について、若干の説明を加える。

「山岡故播州景熙公一回忌追善和歌」の見出しのあと、「智鏡院自明尼」名義の和文が置かれる。

行川のながれはたえぬものから、しかももとの水にあらず。一日一栄又是におなじからずや。こゝに伴の景熙、法名清穹院通玄浄徹居士、はかなう成し後、月に忍び花になげき光陰しばらくもとゞまらで、いつしか一とせの果も廻り来にけり。みづ

からかく墨染の袖とやつれにしも誰ためかは。ひとへに亡夫の無上菩提びやくおいのる心には侍れど、もとよりをろかなる女の身にしあれば、蓮の露も玉とみがき侍んことはかたきを、何わざをなしてかかの善果をたすくる事もがなとおもひよりしに、たへず衆善のそのひとつにもと和歌の浦浪に玉藻をよせんことをもとめ、筆の海のみかき心ざしにひかれて、戯語のこのの葉も讚仏乗の縁とならしめんことを願ひ侍れど、わたくしにはいかでかとてなん、はやうより此みちのよすがにて、とりわき心かはし給へる芥川寸艸の主へ、かゝる事思ひ立ぬるよしを告侍りけるに、哀とや覚しけん、ほどもへず三十首の題を出し給りぬ。なきひとのはらからなりし杉田忠福の妻、つらなる枝の列れのうへ、あはでやみにし恨をさへつきせず、歎き沈みて侍りしを、かくと驚しければ、いそぎく懐旧のなみだおさへて、わらはと諸心に、かなたこなた、うときにつげ親しきにもとめて催し侍りしほどに、もしほ草かきあつめ、脾前ひつちに備へて冥福をす、むることになりぬ。在し世にさしも心とゞめ給へる道にしあれば、などや成等正覚の結縁ともならざらんやとてなむ。

于時元文三年午臯月中一日 智鏡院自明尼

見出し及び和文から、この追善和歌が山岡故播州景熙の一周忌に催されたことがわかる。また和文の作者智鏡院自明尼は故人の妻であるとも知り得る。まずはこの情報から追善対象の景熙の特定を行う必要があるが、それは「寛政重修諸家譜」の検索で容易に果たせ

る。即ち同書巻第千四百四十五に記載のある、景尚に始まる山岡家三代目の景熙が該当する。山岡七右衛門景元の三男で、景尚の子景輔の娘と婚姻を結んで養子となる。享保九年七月二日に家督を継ぎ、同十二年十二月十八日布衣を許され、二十年三月十一日に従五位下播磨守に叙任、元文二年五月十一日に京で死去する。享年五十九歳〔『新訂寛政重修諸家譜』第十七〔統群書類従完成会、一九八五年五刷〕三六八―三七〇頁〕。子に和学者として名を成した浚明があり、中野三敏先生「山岡浚明年譜考」(近世文学史研究の会編『近世中期文学の諸問題 二』、文化書房博文社、一九六九年一月)の元文二年には、「△五月十一日、景熙京にて没(59)。南禅寺天授庵に葬る。」の項が立てられる。考証中に言及される法名も智鏡院自明尼の和文中の記述と一致し、浚明の父景熙の一周忌追善和歌と断じてよい。

景熙の未亡人智鏡院自明尼は、宝暦四年十月二十九日に五十九歳で没する(「山岡浚明年譜考」)。また、自明尼とともに追善和歌を企画した「なきひとのはらからなりし杉田忠福の妻」とは、山岡景元の娘で景熙の姉か妹に当る(「寛政重修諸家譜」巻第千四百四十五)。

夫の杉田五左衛門忠福は、正徳四年六月二十六日に家督を継ぎ、御書院番、御納戸頭などを歴任、享保十九年十二月十八日に布衣を許された旗本である(「寛政重修諸家譜」巻第九百四十四)。このような経緯もあって、本追善和歌には山岡・杉田両家と縁を持つ人々が出詠することになるが、自明尼の和文がもたらす最も重要な情報は、

景熙が早くから和歌を好み、恐らくは指導も受けつつ深交を結んだ相手が芥川寸艸であったという事実である。寸艸が出題したとなれば、出詠者の斡旋にも助力したと見るのが自然で、元文四年に金輪寺に奉納され、元文六年（寛保元）には刊行されるに至る『陽飛鳥山十二景倭歌』に作を寄せる人々が追善和歌の出詠者中に見えるのもうなずけるところである。信遍もその一人であった。以下、追加の二首を含めた三十二首を題・詠者名とともに掲げる。漢字は通行の字体に改め、適宜濁点を補った。

初春霞 芥川小野寺 寸艸

惜みつる年のわかれも春霞立かへりてやとをさがるらん

夕鶯 渡辺権八良 泰

暮るまでなき跡したふ鶯の手向は法のうへならぬかは

柳帶露 朝岡親七良 国隆

よそめにもこぼるゝばかりかげみへて枝おもげなる露の青柳

春月 豊女

なきかげを忍ぶ軒端にもる月の哀れも深く霞む春の夜

尋花 山岡大舎人属 景信

たづね入山路はいまだ咲花もなき面かげをみねのしらくも

水上花 長井平三郎 利恒

行水の早くもうつる習ひとて散ぬる花のながるゝはおし

暮春 諏訪源右衛門 頼軌

見し花も今は昔と暮果し春の名残を何とおしまむ

卯花 多喜休翁 景孝

はかなしや過行ことを思ひ出て露置そふる庭の卯のはな

郭公幽 田中恵斎 任直

思ひ出て鳴音やしたふそのおりもほのかに聞し山ほとゝぎす

早苗 諏訪左京 頼充

おのがどち畦をゆづりて千町田もひとつ心にさなへとるなり

瞿麦 崎山久良次 良時

見れば先露こそむすべなき人の宿に生そふなでしこの花

夕立過 本通庵主 日貞

ふる音は滝かとおもふ夕立のそのまゝはれて跡は涼しき

早秋風 諏訪与八良 頼央

秋来ぬと袂涼しく身にしみてけさ音づるゝ萩のうは風

卯花盛 服部三良兵衛 保昌

みし人も今はなき世の秋はうし草のまがきのはなは盛に

夜虫 山岡親五良 景任

秋の夜のながき思ひや身のよそに聞もなされぬ虫のこゑぐ

月前雁 杉田源太良 忠委

花の春別しことをおもひ出て月にや来鳴はつかりの声

惜月 海東 杏庵

とゞめえぬならひもつらしあなくにまだきかくるゝ山のはの月

擣衣 高木泰軒 雪溪

聞に猶哀もそひぬねもやらでよはに砧の打しきるこゑ

九月尽 浅井頼母 政直

心あらば秋は今宵に尽ぬとも猶吹のこせ萩のうはかせ

時雨 山本十助 正治

わきて猶ふりにし世こそ忍ばるれしぐる、空のさだめなき頃

落葉深 岡田庄九良 善武

いつしかと梢さびしく散はて、庭の落葉ぞ深く成行

池水 水谷矢之助 勝富

日数そふ冬のしるしを池水に見せて氷やとち増るらむ

深山雪 雨宮 正峯

山深き雪を見るにも法の道に世々ふりし名の跡をしぞ思ふ

早梅 木村 牧立

とく咲て嵐の庭もへだてなく春の隣に匂ふ梅が香

山館竹 高井藏人 真政

しられじと嵐の色もへだてなく春の隣も匂ふ梅が香

古寺鏡 山口千之助室 安女

ありはてぬ名のみや残る身もけふかあすかの寺の入相のかね

林鳥 香川 柳庵

淋しさの片山かげの林にもをのがすみかとすだくむら鳥

羈中情 成島道筑 信編

いとゝなを草の枕も露そふや消にし人を忍ぶやどりに

暁灯 箕原平六 泰蔭

か、げ見る人はなき世の暁に残るも淋し窓のともし火

釈教 智鏡院 自明尼

とき置しひとつの法をさとりなば三の界もやすく出なん

追加

古寺鏡 垣村 武雅

なみならぬ哀れもさぞないそのかみふるの、寺の入相のかね

暁灯 木村 円斎

月は入ぬ物思ふ友とか、げ見む暁闇のまどのともし火

本文について一言しておく。まず、元文三年当時、成島道筑信遍の名は相応に知られていたに違いないが、近藤利亮は「信遍」とあるべきところを「信編」と誤記している。利亮が幕臣歌壇の中心となりつつあった江戸冷泉派の動向に必ずしも通じていなかったことを示すのである。また、自明尼の和文中で「ひとへに亡夫の無上菩提をいのる」とあるべきところ、「菩提おいのる」とするような、信じ難い基本的間違いを犯していたが、追善和歌でも「萩のうは風」を「萩のうは風」と書し、「あかなくに」の「か」字を脱落させ、「古寺鐘」を「古寺鏡」と二ヶ所も誤り、高井真政の「山館竹」歌の下句を一首前と混交させたりと、いささか注意力の無さを疑わざるを得ないような錯誤を処々に見せている。追善和歌の原本にそれらの誤りが全く見られないかどうかはわからず、すべて利亮の力不足に帰せしめるのは酷かもしれないが、少なくとも転写に際して利亮に

疑問が生じていたならその旨注記があってもよさそうなものである。

以上、本文については少しく傷を有する旨指摘したが、寸艸を中心とした幕臣文化圏の産物の一つとして本追善和歌が位置づけられ、そこに山岡浚明の関係者と信遍がともに関わりを持ったことが明らかとなった意義は動かしがたい。あえて全文を紹介する所以である。

なお、利亮が八戸藩南部家で果した役割については別稿で論じる予定である。また、五代藩主南部智信に関しては、拙稿「八戸藩南部家の南部智信関連和歌資料について（上）（下）」（『国文学攷』二二五号、二〇一五年三月、同二二六号、二〇一五年六月）に概観した。御参照頂ければ幸いである。

○ 元文年間、石井氏のために「古剣歌」を作る。

信遍自筆の「古剣歌」標題と本文に和鼎・峰雄・司直の自撰自書の漢詩文・和文を添えた一巻が伝存する（中野三敏先生蔵）。「古剣歌」の成立事情と成立時期、及び三代が文章を書き添えた経緯については、和鼎の漢文と峰雄の和文に触れるところがあるので、少しく検討を加える。時の経過に沿って簡明に説明する峰雄の和文の方から始めたい。

元文の比とか、石井といへるもの、ふのあからさまに入きたり

て、わがおほぢにももの書てとこふ。その人、けむごのふるつはものめきて、腰かたなつばなかし、ひゝらきゐて、剣つかふわざをむねとさえづりたり。さらばきんぢが好にまきてんとて、こゝろにおもへるまゝをゆくりもなくつゞり出て筆をはせたれば、波の下草をだにとゞめあへざりし。あまりにたはやすきやうにぞ覚えられけると、わが父のそのかたはらにありてしたしく見聞せしよしかたたらる。今桂川君この一卷を得て、いさゝか言くはふべきよしなり。とり／＼おとこもじゝてしるしつけぬれば、おなじさまならんはくちなはにあしつくるたぐひなればと、父子孫三人までおほやけにつかへ、桂川君ともに御との、うちつばねならびにさへありて、かたみに三世のしたしきよしみあれば、その需いなみがたく、つたなきことの葉にしのぶの露ふりしをおもふこゝろを述べ侍るになん。

峰雄

つたへきていとゞ光をそへぬらしふりにし秋の霜のこの葉

元文の頃に成島家を突然訪問した石井某は、武芸自慢を無邪気に開陳する人物であったようだが、その用件は「わがおほぢ」即ち峰雄の祖父に当る信遍に書を依頼することだった。信遍の傍らで撰文と揮毫の現場をつぶさに見た子息の和鼎は、「波の下草」、ここでは下原稿を意味しようが、それさえ書き残すこともなく、思いがけない不意の依頼に即座に応じる信遍の姿を目に焼き付けたらしい。時が経ち、信遍が石井某に書き与えた一巻を入手した「桂川君」が、

和鼎・峰雄・司直の書き添えを求めて来る。三代にわたって親交を結ぶ「桂川君」からの依頼を拒絶することはできず、父和鼎が漢文、嫡男司直が七言律詩を書き付けたのに対し、峰雄は和文和歌で「おなじさまならん」ことを避けた。末尾の和歌は揮毫の季節に刀剣の比喩を重ねた「秋の霜」で巧みにまとめられている。

峰雄の記述によつて本資料の性格は大まかに把握できるが、「石井といへるもの、ふ」が成島家を訪問したいきさつ、「桂川君」が信遍の「古剣歌」を入手して和鼎のもとに来た時期など、重要な点がこのみでは解決できない。続いて和鼎の漢文に目を転じる。和鼎の文の末尾には「寛政乙卯之秋 源和鼎謹識」とあるので、信遍の「古剣歌」が桂川氏によつて持ち込まれ、三代の添え書きが成されたのは、寛政七年の秋であったと見てよい。和鼎の文は次のように書き起こされる。書き下し、括弧などを補って掲げる。

桂川先生、一卷を直廬に秘して曰く、「此是靈尊翁の書、頃ころならずも之を得。当今吾子・令子・令孫の三人同朝奉仕するは世の希有とする所。固より三世の好有るなり。請ふ、三人其れ之の後に書して以て之を實たさんことを」と。乃ち盍嗽して之を繙けば、則ち歌は先人の句にして、書も亦た先人の手、卷末に「石井氏に与ふ」と曰ふなり。

冒頭に現われる「桂川先生」が峰雄和文にいう「桂川君」と同一人物であるのはいうまでもない。峰雄によれば、「桂川君ともに御との、うちつばねならびに」勤務していたとのことなので、江戸城

の奥務めの役職にあったはずである。そして和鼎の文が書かれた寛政七年当時に現役で活躍していなければならない。となれば、以上の条件を満たす「桂川先生」「桂川君」とは、奥医師を代々務めた桂川家の第四代桂川甫周国瑞以外に考えられない。その国瑞が宿直の部屋で秘蔵の書を和鼎に見せたのであった。そして国瑞は、「吾子・令子・令孫」即ち和鼎・峰雄・司直の三人が同時期に幕府に出仕していることを言挙げし、三代にわたる交誼を根拠に三人の揮毫を懇請する。念のため確認すると、和鼎は享保五年正月二十四日の生まれ、寛政十一年七月三日に御役御免を許されるまで出仕を続けた。寛政七年当時は七十六歳である（以上、内閣文庫蔵『諸家系譜』所収「成島家先祖書」）。養子の峰雄は寛延元年八月十五日出生、安永五年十二月十九日に部屋住より召し出され小十人格奥詰を仰せ付けられて以来、勤務を続けている（同）。そして司直は安永七年二月十五日に生まれて、まさに寛政七年五月十六日に、やはり部屋住より召し出され小十人格奥詰見習を仰せ付けられたばかりであった（同）。国瑞が「同朝奉仕するは世の希有とする所」と殊更に述べ立てた背景には、折しも三代が揃って奥務めに精励する時を迎えた成島家の晴れがましさを祝う意図もあったのかもしれない。また、幕臣層の内外に豊富な人脈を抱える国瑞なればこそ、石井氏伝来の「古剣歌」を入手し、成島家三代に見せて染筆を求めるといふ行動を自然に取ることができたと見るべきであろう。

続いて信遍が石井氏に「古剣歌」を与えた経緯に筆が及んでゆく。

斯の武夫、曩昔三井親和を介して芙蓉社に相見るなり。余、側
に待す。但だ其れ越々として武談し、翩々として剣を説く。卒
爾として書を先人に請ふ。輒ち之を賦し、之を書し、以て之に
与ふ。元文中の吾や、今従り之を思へば四五十年前の事、余既
に類齢七十六。(以下略)

石井氏は三井親和の紹介で成島家を訪れたと和鼎はいう。「余、
側に待す」とあるから、和鼎は来訪時の様子を承知しており、紹介
者が親和であったことも記憶に留めていたものと思われる。寛政七
年には「類齢七十六」となっていた和鼎には、漠然と「元文中」「四五
年前」程度の記憶しかなく、確かな年月日を特定できる情報を有し
ていたわけではなかった。この記事を踏まえて峰雄は和文の冒頭に
「元文の比とか」と書いたのであろう。石井氏の素性についても判
然としないが、信遍と親和の間には交渉があった(拙稿「成島信遍
年譜稿(十四)」、『広島大学大学院文学研究科論集』七三巻、
二〇一三年一月)から、親和に武芸の指導を仰いだ武人の一人で
はあったのだろう。

以上のように、「古剣歌」の後ろに書かれた和鼎・峰雄の文章を
突き合わせてゆくと、成島家の「古剣歌」にまつわる記憶・伝承は、
本資料の信憑性を保証していると見てよさそうである。

以下、「古剣歌」を掲げる。通行の字体に改め、句ごとに読点を打っ
た。

古剣歌

芙蓉衛人鳴鳳卿

四座無喧兮、聴我古剣歌、我家古物比大阿、出砥十年光耿々、
血漕表裡乍青蛇、惟昔震烈葛天廬、夜動紫電射雲衢、精氣初凝
即為物、神物在鎔氣焰々、桃氏受之鑄吾劍、陰陽是炭天地爐、
臘広荃園別庶人、服之妖魅自可厭、当年喪淪古獄辺、光茫夜々
冲中天、堀得不須示張華、拭之精光如玉蓮、古勸歌古剣歌、古
之君子札衛身、漢家天子猶自鎮、風胡決去薛燭孔、滔々天下誰
辨真、四海令無風塵威、只借尋常游俠人
右古剣歌為石井氏 鳴鳳卿

(以上、元文年間補遺)

寛保元年 辛酉 一七四一 五十三歳

○ 二月一日付で刊行された『武陽飛鳥山十二景倭歌』に「鴻台秋月」
の題で和歌一首を寄せる。

本書の伝本で調査し得たのは、祐徳稲荷神社中川文庫蔵本の一本
のみである。簡略に書誌を掲げておく。

大本一冊。刊本。請求番号「6/2. 2/898」。縹色表紙。

縦二六・二センチ、横一八・二センチ。表紙左肩に題簽「武陽飛鳥山

十二景倭歌 全。本文六丁、「飛鳥山十二景倭歌跋」二丁半、刊記半丁の全九丁。本文に狩野友信画の挿絵十二面。各丁柱下部に丁付「二」〜「九終」。匡郭(单枠)、縦一八・七センチ、横一三・二センチ。跋末「元文己未秋九月穀旦シブツクニキクハチコクタン／魯菴龍常義友賢甫識ロアンリウワウチギイウケンホヒク」。刊記「元文六年辛酉春二月朔日／江都書肆／駒込吉祥寺前／大和屋孫兵衛／花房屋平三郎／発行」。蔵書印「西園翰墨林」。

信遍の詠は七番目、四丁表にある。

鴻台秋月 信遍成島道筑

晴る夜の／ま、の入江に／汐みちて／月さし／のぼる／岡のべ

／の松 (／は改行)

左下には真間の海岸をあしらった友信の絵がある。竜崎常義跋の年記が元文四年九月なので、それまでには王子権現に奉納されたのである。詠作の時期が明確とはならず、刊記に従って立項した。

十二首の和歌に林信充の詩、そして飛鳥山関連の諸資料を併載した『飛鳥山十二景詩歌』は安政五年跋刊。北区史編纂調査会編『北区史 資料編 近世1』(東京都北区、一九九二年初版、一九九三年二版)に全文翻刻された。詩歌と信充序、常義跋を抄出して注釈を施したものに、松野陽一氏・上野洋三氏校注『新日本古典文学大系 近世歌文集上』(岩波書店、一九九六年)がある。信遍が手にしたであろう生前の刊本は元文六年(寛保元年)版なので、こちらに依拠して本文を掲出した。

○ 二月八日、川口頼母より「松平肥後守家譜」「保科家譜」の扱いに関する口上書を預り、後で小堀土佐守に伝達する旨を頼母に述べる。
〔幕府書物方日記〕 十六

此間隠岐守殿御渡被成候家譜式卷、今日左之通口上書いたし、小堀土佐守之可相届と存罷出候処ニ、土州御前之由ニ付、成島道筑呼出し委細申聞、左之書付相渡候。後刻土州之可申由、道筑委細承知ニ候。依之、左之家譜式卷、保科肥後守書付と一所ニ入置之。

松平肥後守家譜 一卷

保科家譜 一卷

右此間新規ニ御預ケニ罷成、隠岐守殿御渡被成候。右者、諸家書付之内保科肥後守書付と一所ニ仕可然奉存候。御目錄えも書入可申候。追而御目錄御引替之儀可申上候。以上。

二月八日 川口頼母

冒頭にある「此間」とは、正月二十九日に、若年寄西尾隠岐守忠尚からの指示を受けて右筆の山中新八が、詰番の深見新兵衛に、二つの家譜を渡したことを指す。川口頼母はこれを受けて文庫としての扱いを説明する口上書を作成し、小性の小堀土佐守政方に届けるつもりだったが、政方が吉宗の御前に仕えていて直接会えなかったため、信遍を呼び出して書付を渡し、後で政方に伝えるよう依頼し

たのであった。微細な作業をも厭わない律義な頼母と、それを十分汲み取る信遍との息の合った事務処理の一例となっている。

○ 二月二十三日、「奥御目録」三冊の脇書を終えて川口頼母が御殿に持参し「御蔵之御目録」と引き替えるのに立ち会う。

〔幕府書物方日記〕 十六

奥御目録三冊脇書出来二付、今日御殿え持参、道筑を以引替之候。御蔵之御目録ハ、如元納置候。

前年の十二月から、奥で新たに見つかった書物の処理が求められ、奥の目録の書き改めや書き継ぎが継続して行われた。文庫としても管理不行届を咎められるのを避けるべく、蔵書の情報を脇書として加えた「奥御目録」の整備を急ぐ必要があった。この日、頼母が脇書の完成した「奥御目録」を差し出すのに立ち会ったのが信遍だったということである。

○ 三月二十五日、深見新兵衛より御小納戸本「玉海目録」を返却される。

〔幕府書物方日記〕 十六

昨日、御用二付、御小納戸本玉海目録老冊下り申候。見合相濟候之間、今日、持出、道筑え相渡申候。

前日の二十四日の記事には、「玉海目録」が文庫へ下った経緯は書かれていない。御小納戸に返却するのを信遍が仲介した形である。

○ 四月二十七日、浜離宮に飼つてあつた象を中野に移す作業を見物し、「象」〔全集〕七を執筆する。

まず、本文を掲出する。

象

きさといへるもの、この国にきたりけむ、山川の名にのみ聞えて、しるせるあともなし。ふげむぼさつのり給へるを絵にかけるは、うるひしむつのきばなむあると、ほくゑきやうにみえたるにや。いづれに仏の道にひかれけんすくせあるけものなるべし。支那にしては、ものゝふのいどみたゝかへる先にすゝめて、しりへにほのほをつけたるなど、ものおそろしうかきをけるをみれば、いかにたけくいさめるにかあらんとおもひをきつるものゝ、さりし享保年中に、江南道といへる所よりみつぎものゝにたてまつり、女おなんありしものゝ、此国に來りて、めはうせにけり。生れて六とせばかりになるといへり。はるくくと海山を超て、世にめづらしとて、うち日さす宮のうちにもまうのほりしほどに、からのやまとの言の葉ども花咲匂ひたる、かれが国にはしらざりしことなるべし。あづまにきたりしまゝ、浜の離宮にかひをかせ給ひぬ。その比はたかばかり一丈あまり

になりて、これを中野といふ所にうつされけるが、ゆくまじとていなみけるまゝ、五十人斗してかたつかたのあしに綱を付て引けれど、いさ、かうごくかたなく、はては鼻もてそのつなをひきつれば、人みなたをれにけり。今はいかにせむかたなしとわびあへりしほどに、やぶたの某、仰をうけてゆきむかひ、火ををそるゝものなるぞ、しりへよりおこしたてよとおほするに、それにおそれけるにか、ことゆへなく二時ばかりに二三里の道をゆきて、その所につながれたり。くはんぼう元年四月廿七日にこそありけれ。

黒かみのつなげばつなぐけだものゝ、などか恵にひかれざるべき

享保十四年五月二十五日に江戸に到着し、同二十七日には吉宗も実見した象が、それまで飼われていた浜離宮から払い下げ先の中野まで移動させられた当日の様子を、恐らくは直に見物して書かれた一編である。来日して以来の象は、日本国中の関心の的となり、詩歌や絵画などさまざまな分野で描き出された。その一端は鈴木健一氏「靈元院歌壇の俊秀たち——象を観た堂上歌人——」（有吉保氏他編『和歌文学講座 第八巻 近世の和歌』、勉誠社、一九九四年一月）などに窺うことができる。江戸までの行程そのものにも関心は及び、近年、石坂昌三氏『象の旅 長崎から江戸へ』（新潮社、一九九二年）、和田実氏『享保十四年、象、江戸へゆく』（岩田書院、

二〇一五年）などが道中の具体相を資料に基づいて活写する。しかし、浜離宮から中野に移される日の見聞録であろうと思われる本編に対しての言及はない。吉宗とその側近のみを読者に想定した和文だけに、広く読み継がれる状況にはなかつたのであろう。

文中、「やぶたの某」とある箇所は、「やぶた」を姓と見て濁点を付した。「やぶた」が藪田であれば、吉宗が享保元年八月二十三日に召し出した奥庭役藪田助八数直（『有徳院殿御実紀』巻一、『新訂増補国史大系 徳川実紀』第八篇三〇頁）に始まる一族の誰かに該当するかもしれないが、確証はない。それから（ママ）を付した「おほする」は「おはする」（「逐はする」）の誤りと見た。

○ 五月三十日、巨勢縫殿頭至信よりの指示で、「本朝通紀」と「管子」を御文庫に返却する。
（『幕府書物方日記』十六）

右之節、左之御書物、縫殿頭殿より道筑ヲ以御渡被成候。請取、元番へ納之候。

申八月二日上、

△本朝通紀 二十冊

酉三月十日上、

△管子 六冊

引用の最初に「右之節」とあるのは、直前の一つ書に「例月之通、

窺書式通、恵林を以縫殿頭殿え差出之候」とあるのを受けてのことである。御文庫では月末に側衆へ伺書二通を差し出すのが例となっており、その際に側衆の巨勢縫殿頭至信から信遍を通じて二点の返却が成された。

○ 七月八日、小堀土佐守政方の指示で、「諸家書付之内 浪人之部 下一冊」を御文庫に返却する。
 (『幕府書物方日記』十六)

左之一巻、五月廿一日土岐左兵衛佐え頼母差出置候。今日、道筑持出申聞候。御用相済候間下ヶ申候様、小堀土佐守被申候由。請取之候而、本番え納之候。

諸家書付之内

浪人之部

下一巻

五月二十一日の条を見ると、「設楽氏之書付」について吟味を加えるよう小堀土佐守から指示を受けた川口頼母が、「諸家書付」のうち「浪人部下」に記事を見出し、小性の土岐左兵衛佐朝直を通じて同資料を差し出していることが知られる。それが七月八日に至って返却されたのである。

(未完)

(付記)

本稿を成すにあたり、貴重な御蔵書の紹介をお許し下さった

中野三敏先生に、心よりお礼申し上げます。

なお、本稿は平成二十七年科学研究所研究費補助金基盤研究(C)「成島家を中心とする近世中後期幕臣文化圏の研究」による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (15)

Keiichi KUBOTA

I have written about Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1740 in serial form. This paper adds a revised and expanded edition of the chronological record (7)–(14) and deals with articles presented to him in 1741.

In 1738, he composed a *waka* in memory of the late Yamaoka Kagehiro. In the Gen-bun era, he gave the poem “*Koken-ka*”, in praise of an old sword, to Mr. Ishii, a samurai who boasted about his skill in martial arts.

In 1741, his essay “*Kisa*” depicted the transportation of an elephant kept by the Tokugawa shogunate from Hama-Rikyu to Nakano village.

As usual, Nobuyuki served as a mediator between dignitaries around Tokugawa Yoshimune and librarians of Momijiyama Library.